

# 令和02年度 第2回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和02年5月20日（水） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁 442会議室

3. 出席者：

## 【委員】（9名）

（会長）	1番	松本 俊治
（会長職務代理）	2番	中務 幸雄
（委員）	3番	高田 孝
	4番	大前 有三
	5番	二本松 義人
	10番	光岡 大介
	12番	奥村 幸弘
	14番	前田 豊

## 【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主査）安倍 智洋  
（産業文化総括室長） 長谷川 賢司

4. 欠席者： 5名

5. 傍聴者： 1名

6. 議事案件：

- 【議案第1号】 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について  
＜審議結果：承認＞
- 【議案第2号】 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について  
＜審議結果：承認＞
- 【報告第1号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第2号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第3号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件
- 【報告第4号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長

委員の皆様、本日は御苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本委員会においても、4月の定例総会を中止させていただいたところですが、今月の定例総会においては、御審議いただく議案等があるため、出席委員数を制限することで委員会中の密集を 방지開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は、9名です。過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は成立しています。本日は、傍聴希望者がいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

委員  
議長

(異議なし)

異議なしとのことですので、傍聴を許可します。

(傍聴人 入室)

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員  
議長

(異議なし)

異議なしとのことですので、3番高田委員と、4番大前委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしく申し上げます。それではこれより議案審議に入ります。議案第1号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」と、議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきましては関連していますので、一括して上程します。事務局の報告をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。議案書の1ページから2ページと、事前送付しております資料「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」及び議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」をご覧ください。

### 【議案書朗読】

まずは活動計画等について、概要をご説明させていただきます。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長からの「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、年度末には、活動に対する点検評価をし、公表するものとなっております。農業委員会が行っている業務は、農地法その他の法令に基づき権限で処理する法令業務、農地等の利用の促進など促進等事務がございます。法令業務につきましては、判断の透明性や全国的な公平性が求められているところです。一方、促進等事務につきましては、内外問わず活発な農業委員会の活動が強く求められております。

今回提案する本議案でございますが、年度末にその年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価、促進等事務については活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものでございます。当委員会の活動内容の点検・評価の素案でございますので、この後、議決をいただきましたら、ホームページ

等で公開し、地域の農業者等からの意見を聴取します。

それでは資料についてご説明いたします。

(「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)」について説明)  
法令事務に関する点検評価においては、法令に従い、適正に事務処理している旨を記載し、利用状況調査の評価等を記載しています。

促進事務に関する評価については例年通り違反転用が行われないよう農業委員会の見守り活動により未然防止を図る旨を記載しています。

(「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)」について説明)

計画・目標としては、ほぼ前年と同様の内容とさせていただいております。前年に引き続き、遊休農地の未然防止や利用・活用のために、市街化調整区域内で小作権を気にせず農地の貸し借りができる利用権設定について制度の浸透を図って行きたい旨を記載しています。また、平成30年9月に施行された、生産緑地の賃借が行える都市農地貸借法についても、制度の周知と利用の促進に努める旨を記載しております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。よろしく願いいたします。

事務局の説明は終わりました。本議案に対して御質問・ご意見はありませんか。

議案第1号や第2号の「I 農業委員会の状況」に記載されている耕地面積と農地台帳面積には差がありますが、その差は届出されてない農地転用があるということでしょうか。この2つの面積は統計の仕方が違うのは承知していますが、結果をホームページに公開する以上、面積の差について注釈等をした方が良いのではないのでしょうか。

仰る通り、耕地面積と農地面積は統計の仕方が違いますので、その差が違反転用の面積となるわけではないです。その違いについてもう一度確認した上でホームページに公開します。

他になければ、議案第1号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」および議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきましても、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

(異議なし)

異議が無いようですので、議案第1号及び、議案第2号につきましても、承認することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。報告案件は一括して取り扱います。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」、報告第3号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」、報告第4号「引続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」、以上4件を報告します。事務局から報告をお願いします。

それでは、ご説明させていただきます。報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」でございます。

#### 【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」で

議 長  
松井委員

事 務 局

議 長

委員一同

議 長

事 務 局

ございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

続きまして、報告第3号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明交付の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

続きまして報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

事務局の報告は終わりました。本報告に対し御質問はありませんか。

(質問なし)

質問もないようですので、報告案件はこの程度にとどめます。以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会します。

ここで傍聴人は退席してください。

(傍聴人 退室)

議 長  
委 員  
議 長

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)